

平成24年3月14日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
会計管理者	濱田啓	教育長	坂本勝
教育次長	金子富太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第3号

平成24年3月14日 13時30分 開議

日程第1 陳情第5号

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第2 陳情第7号

(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第3 一般質問

議 事 の 経 過

平成24年3月14日
午後1時30分 開会

議長（山本久夫君）

皆さん、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。

これより、日程に従って会議を進めますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

報告第29号が町長から提出されました。

議席に配付してありますので、ご了承願います。

遅刻の報告を致します。

濱村博君から遅刻の届け出が提出されましたので、報告致します。

一般質問の順番に変更がありました。

3番の矢野昭三君と9番の明神照男君が入れ替わり、3番が明神照男君、9番が矢野昭三君となりました。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

以上で諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

先日の施政方針で、記載と発言に誤りがございました。

詳しくは、お手元にお配りしております正誤表をご覧ください。

各種数字についてでございますが、これらにつきまして、平成22年度国勢調査人口に外国人登録者93名が集計されていなかったため、数字の誤りがございました。訂正をお願い申し上げますとともに、おわび申し上げます。

よろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、陳情第5号、四国地方整備局および各事務所の存続を求める陳情書についてを議題とします。

なお、産業建設常任委員会に付託していましたが、請願第6号、インドネシア技能実習生受け入れに関する請願書については、継続審査となりましたので議題としません。

委員長報告を行います。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

報告致します。

請願（陳情）審査結果報告書。

本委員会に付託の請願（陳情）を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第93条第1項の規定により報告します。

陳情第5号、付託年月日、平成24年3月7日。件名、四国地方整備局および各事務所の存続を求める陳情書について審査の結果、採択。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手をされない方については反対と見なしますのでご了承願います。

陳情第5号、四国地方整備局および各事務所の存続を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第2、陳情第7号、高校授業料無償化の継続を求める意見書採択の陳情についてを議題とします。

委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

陳情審査結果を報告致します。

教育厚生常任委員会で、高校授業料無償化の継続を求める意見書採択の陳情について審査致しまして、全会一致で採択するものと致しました。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生常任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますのでご了承願います。

陳情第7号、高校授業料無償化の継続を求める意見書採択の陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

山崎正男君。

8番(山崎正男君)

それでは質問させていただきます。

まず第1番に、個人情報保護と運用についてということでご質問致します。

個人情報保護法の取り扱いについて、この法律は個人の情報が悪用されて、個人に被害があることからできたものと解釈していますが、この法律ができたおかげで、ある意味で個人のプライバシー等、守られることが多くなりましたが、一方で他人の名前や住所を知ることが難しくなったと感じています。

この法律のできたことで、良かった面と悪かった面を執行部はどのようにとらえているのでしょうか。町民にとって役立つ運用や取り扱いを考えていくべきと考えますが、町の考えを聞きます。

そこに、大体、こういうことをお聞きしたいということが3点ばかり挙げておりますが、町はこの法の取り扱いについてどう考えておりますか。

それから2番目に、現状で町民に開示できる具体的な事項はどんなことですか。

3番目に、隣地の土地の地番や所有者を確認したいときに、法務局まで行けば開示はしていることはありますが、役場でこの開示ができないかということですか。

町民が将来信頼し合って協力して暮らすために、知ることを知らすことがお互いさまの条件として理解され、安心できるような方向で取り扱いを考えていただきたいと思います。大体これで意味は分かるでしょうか。

本来、保護法というものができて、どうも個人間の、お互いのけん制というか、情報を漏らしてはいけないというのが先にありまして、何か隣近所、それから町内それぞれ、お互い本来なら信頼し合えて聞いてもかまんなような状況が、聞かれにくくなったというふうに感じております。できたら、情報保護法の下で町は条例を作っておりますので、同じような。その中で運用をですね、できることということ具体的に示して、この

条例の取り扱いを決めていただいた方が、職員が対応するときも、それからお客さんとして来た町民の方に対してもですね、町はこのくらいはできますよと、こういうことは目的がしっかりしておれば大丈夫ですよというような観点で、この条例の取り扱いを幅広く考えていただきたいと考えていますので、このような質問をさせていただきます。

まず1回目を終わります。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは山崎議員の一般質問、個人情報保護と運用についてのご質問にお答えしたいというふうに思います。最初にですね、少し背景について説明をさしていただきたいと思います。

町の保有する情報は、住民の皆さんに分かりやすく原則公開することが基本でございますけれども、そのためにですね、黒潮町情報公開条例を定めています。

一方、その情報の中には、個人のプライバシーやプライバシーにかんする情報も多く含まれておりますので、そこで個人の情報については、個人の基本的な人権を擁護する観点から、情報公開条例に相反してですね個人情報保護条例が制定をされております。

これらにかんする上位法は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律ということで、通称、情報公開法というふうに言われておりますけれども、これは平成11年に制定されております。一方、個人情報の保護に関する法律が平成15年に制定をされております。黒潮町にとりましては、合併と同時にこの2つの条例を制定をしておりますけれども、議員もご承知のこととは思っています。

合併後、これらの条例を運用していく中で、個人の情報保護や条例に求める水準以上に保護の観点が強調され、有効に活用できていない状況が全国的に、また本町でも見られるような状況にありました。

そこで、行政内部で保有する情報を有効に活用するには、普段から共有できる方法を構築しておくことが必要とともにですね、地域に一定の情報を提供してコミュニティの活性化を創出することも必要であろうというふうに考えております。そこで、黒潮町では平成23年3月議会におきまして条例改正を行ったところでございます。このときの改正は、個人情報の保護を基本に据えながらも、本人の利益になると認めれるときや、本人の権利、利益を不当に侵害する恐れがないと認められるときなどについては一定の制限を設けて、また情報を限定してですね、有効活用ができるよう改正を行ってまいりました。

以上の経過がありまして、マル1の、町はこの法の取り扱いについてどう考えるかということでございますが。法については、町の方では何とも致し方ないというふうには考えておりますけれども、まあ情報公開と個人情報保護という条例につきましては大変重要な条例というふうにとらえております。

次にマル2の、現状で町民に開示できる具体的な事項はどんなことかというご質問ですが、基本的には、町の情報公開条例第9条に定めておるとおりでございます。あえて具体的な事項といいますか、事例になりますけれども、例えば、教育関係において小中学校連携に係る生徒指導の情報を教育委員会と共有し、児童生徒に対し適正な指導を行うことにより、健全な育成を目指すための情報提供。それから、また、地域コミュニティ維持のために、敬老会や成人該当者の情報を区長さんに、まあ区長さん等になりますけれども、提供すること等などが考えられております。

以上でございます。

（山崎議員から「ちょっと、3番」との発言あり）

（議長から「3番」との発言あり）

失礼しました。

マル3につきましては、税務課長の方から答弁をさせていただきます。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

山崎議員のマル 3、隣地の土地の地番と所有者を確認したいとき、法務局では開示していることは役場で開示できないかについてお答え致します。

土地台帳法で、市町村は、その市町村内の土地につき、土地台帳の副本を備えなければならないと規定されていたことから、登記所で原本を閲覧させていたように、市町村では副本を閲覧させていました。昭和 35 年に土地台帳法が廃止されたことにより市町村は副本を備えなくてもよくなりましたが、廃止後も土地の異動等を記入し、固定資産税課税業務の補助資料として使用し、その流れから閲覧は継続して行っていました。

このように、本町では不動産登記法第 119 条の取り扱いに準じ、どなたでも土地台帳と家屋台帳の閲覧を受け付けていましたが、その後、固定資産の電子データ化が進み、課税事務の合理化のため、土地・家屋台帳への登記事項異動更新業務を停止したことから、平成 21 年 4 月 1 日をもって閲覧制度を廃止することとしました。

ところで、議員ご質問の件ですが、本町の固定資産土地・家屋課税台帳はシステムにより管理しており、その記載事項は土地、家屋とも、字、地番、地目、地積、所有者、納税義務者、評価額、課税標準額等となっております。それで、地方税法では、閲覧できるものや証明書を請求できるものが定められており、納税義務者、土地、家屋について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利を有する者、固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者、その他納税義務者の委任状がある場合および同居の親族や相続権のある者が請求した場合には開示が可能となっております。

従いまして、隣地の地番については切り図により、誰でも閲覧やコピーが可能となっておりますが、隣地の所有者については、地方税法および個人情報保護条例で定めている開示可能な者以外の役場での開示はできないことになっており、登記事項の確認は高知地方法務局四万十支局をご利用していただきますようお願いいたします。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

ごもっともな答弁でございますが、まず、この法の取り扱いについては重要であるという総務課長の答弁でございましたけれど、この我々が一番目指すものは、重要であると考えれば、いかに町民の役に立つかというところを法の合間をくぐり抜けて町民の役に立つことを考えていくという、こういう姿勢が欲しいと思います。

それでですね、まず 1 点目ですが、この重要なことは、個人を保護するという問題と個人に役に立つという問題があるわけですが、この開示のできる状況というのはですね、この条例見ようと、まあ本人が請求すればということになりますけれど。もしくは、本人が来られん場合は、その代理者というようなこともあります。ほんで、これは条例の 17 条の中にですね、保有個人情報の開示義務というのがありまして、実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に該当する場合である場合を除き、開示請求をした者に当該保有個人情報を開示しなければならないと。

で、この次の場合というのがですね、1 から 7 番までございまして、例えば 7、5 ですかね、これは。開示することにより、生命、身体、財産の保護、その他基本的人権の擁護。または、犯罪の予防、犯罪の捜査、その他、公共安全と秩序の維持に支障が生じる恐れのあるもの。要するに、支障があるようなものは開示したら

いけませんということでございますが、逆に、もっと幅広げて考えたら逆の場合は、このことによって支障が生じるか生じないか。これを判断してですね、執行部が。生じないというものをですね、やはり具体的に列挙した方がいいんじゃないかと、このように考えます。

これは1番と2番と、ごめんなさい、一緒になって、内容は似たようなとこですけれど、私の言いたいところは、法ができたために、なるべく法を第一に立ててですね、町民に知らしむところを知らせんと。まあ職員の方も、多分この法ができたためにですね、悩むことがうんとあると思うがですよ。で、やっぱり執行部側としては自分らの組織の中で、これとこれとこれは具体的に開示しましょうということを明快にしなければならぬと思います。で、開示するためには本人の同意が要りますので、まず。で、そうすればですね、先に執行部側が、これとこれとこれは開示しますので町民の皆さんご承知くださいというような広報ありますか、住民への知らせとありますか、そういうことを提示してですね、特に支障のある方はこういう問題については開示しますけれど、特に支障のある方は申し出てくださいますと、開示は控えますと、その方については。というようなとらえ方をして、できるだけ町民に教えと。

というがはですね、町外の方がこの情報を悪意で使うようなケースが見受けられます。でも、町内で我々が日常茶飯事生きていくときに、隣の人も名前も知らん、住所も分からんというような場合に役場へ行ったときに何にも教えてくれんということになるとですね、まあ例えば地域の隣近所の境の問題とか、誰が所有者であろうか、誰が持ちようろうか。こういうことを知りたいときに、本人の同意を得る以前にですね、名前を知らないかんときがあるわけです。そのときに、例えば法務局まで行ってやらないかん。こういう不便な状況、これを解消していただきたいと思うがです。

で、やはり、今言う重要な問題ですので、保護のプライバシーとかを欠落さすようなことがあったらいかんわけですので、そこは十分に内部でお話しをいただいて、何かこの情報保護法にはですね審議会というものがございます。多分これは、条例の中の審議会は組織の中の職員が集まって審議するという内容じゃないかと思うがですけど、まあ審議ということですので、町民に役立つ、これを出したらプライバシーに影響を与えとるかということも含めて。それから、利用がしやすくなるということも含めてですね取り扱っていただきたい。そういう方向性が持てるかと、このように考えます。

それから、先ほどのその不動産の関係ですが、まあ一度その平成21年ですか、やめたということでございますが。国ができることを何で町村ができんかという単純な発想でございますけれど、機関委任事務というようなことでですね国と協議して、町民のためになることだから町でも取り扱わしてくださいというような話し合いはできないものでしょうか。

そういうような観点でいくとですね、やはりこの町の中が、昔であれば向こう三軒両隣、みんなお互いさまで信頼し合って生きていきよう。こういうことがですね、その保護法のために隣の人の名前も知らんというような状況も出てくる可能性もあります。地域のコミュニティーという観点からしましても、ぜひ役場の中で練りに練って、できることをできるように考えていただきたいと思います。

2回目の質問終わります。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

2回目のご質問にお答えしたいと思います。なかなか微妙なところをですね質問されて、答弁にはなかなか苦しいところがございます。

まあ現実問題としてですね、今、質問があったようなことがありまして、法令、また条例に基づいて、でき

るだけ公開していこうという部分で3月に改正してきたところでございます。

今、ご質問の中にありました審議会の方はですね、民間の委員さんにもなっていて審議をしてですね公開をする方向で、ものについて審議をしていただきました。

法令の方につきましては、開示できるものが4件あるだろうと思います。書いてると思いますが、町の条例はですね、その上にですね4件を追加して、できるだけ開示する方向では対応したというふうに考えております。

それで、住民への皆さんへの周知の部分ですけれども、この条例は大変微妙な問題と、それから区長さんからの問い合わせが特に多かったというようなこともありまして、区長会の方ではですね、この条例の趣旨について説明をさしていただいて、今後はこのように対応してまいりますというような状況をですね出しております。

それで、その後についてはですね、あまり問い合わせ等もなく現在に至っておりますが、どうしても個人の権利を守るという観点の保護法との兼ね合いをですね、どうしても一概に、ぱしっと竹を割ったようにはできませんので、どうしてもその場その場でですね対応していかざるを得ないと、そういう状況ですので、ぜひご理解を願いたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

山崎議員の2回目のご質問にお答え致します。

21年4月1日をもって閲覧制度を廃止したということですが、まあ全国的な流れでして、全国的にもこの地方税法により閲覧は基本的にはしておりません。それから、事務量の合理化ということで、事務が2倍ぐらい掛かるということで、全国的にも電子化しています。

それで、法務局では閲覧が可能であるというのは、不動産登記法の目的が不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度を定めるものであることから、何人も請求することができるという規定されているため、所有者以外の者も閲覧できることとなっています。

それで、法務局の登記簿と市町村が保管している課税台帳は性質が異なっておりまして、法務局の登記簿にはですね、字、地番、地目、地積、所有者と、この記載しかありません。21年4月1日までのものですね、副本ですね、うちらで言う。それで閲覧が可能なのわけです。

それから、役場に置いている固定資産土地・家屋課税台帳、まあシステムにて管理していますが、これは、字、地番、地目、地積、所有者、納税義務者、評価額、課税標準額との記載内容があるわけですし、台帳の性質が異なっていますので、登記所では閲覧できても、市町村の役場ではそういったことから閲覧ができないようになっています。固定資産の課税台帳については、閲覧できるのが納税義務者と、その他法令で定める者に限られているため、第三者に閲覧させることはできません。

土地の所有者を第三者に教えるということはですね、課税台帳を閲覧させるということに該当するため、地方税法の規定により市町村では教えることはできないこととなっておりますので。

以上、お答え致します。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

その1番、2番のまず関係ですが、総務課長はなかなか前向きに、町も4件ぐらい増やして開示できる方法でいきようということです。

ほんで、ただ町民にどう知らせるか。これとこれとこれはできますということこそを何らかの形でですね、アピールというか町民にも知ってもらう、そういうことは大事かと思えます。それで、その具体的なものをですね、やはり庁舎内で、これとこれは職員も心配するな、これはこういってやったら上等じゃというような、一斉の、何言うかね、職員に対するアピールも、それから町民に対するアピールも、それぞれするべきじゃないかと思えます。

確かに、一步間違ったらプライバシーという心配もされます。されませけれど、第三者に対することについて個人本人が嫌な場合は町に申し出てですね、できな、するなということと言えるわけですので、そこらのその住民とのコミュニティーというか、連絡というか、を考えて、どうやったらお互いが心配なしに情報の開示ができるということこそを、やっぱり研究していかないかんと思えます。

それから、その土地の関係のがですけれど。例えば、分筆なんかするときには分筆測量というのがございまして、その隣の境界を決めないかん場合があります。そんな場合に隣の人の名前を知るために、わざわざ法務局まで行って調べてこないかん。ほんで、私はそれぞれの土地台帳法と、その何言いますかね、法務局の不動産か何か、それとの違いは分かります。分かりますが、国ができることを、この分権の時代にですね、少しでも町民が、その距離感とか、お金を払ってとか、燃料代払ってとかという、そういうことのないようにですね取り扱いを変えていこうという前向きな姿勢が必要だと思えます。

まあ私がここでどんなに言うてもいきませんけれど、もともとこの法律ができたいきさつは、個人のプライバシーを悪用するような人がおって、まあ、それが町内やったら何件あるか分かりませんけれど。それがこの法律ができたために、網目のように全部が駄目ですよというような感覚でとられちゃうことが多いがです。だから、そこを、そうじゃないですよ。プライバシーを守る場合はこういって守りますよ。そうでない場合はこういう方向で安心して利用できますよというふうなことを考えていただきたい。

これはね、一つの、端的にできるわけではございませんけれど、これからこの条例を扱うについて、徐々にできることを網羅していこうというふうな観点で考えていただきたいので、もう一度質問します。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、できる方向で考えれということですけども。

やはりですね、自分たちは自治体の職員として執行する中では、やっぱり法令、条例が基本にありますので、そのことはですね、もう紛れもない事実でございしますので、そこを曲げて対応することはできません。それで、個人のプライバシーの、自分は個人的に公開するなというところのまとめですけども、個人によってもですねプライバシーの情報がそれぞれまちまちでして、そのことについてもなかなか行政として対応することができないというのが現状であります。

しかしながら、議員、だんだんのご質問の中でありますように、地域のコミュニティーという部分につきましてはですね、3月の改正で相当幅広くできておるといふふうに考えております。というのは、それまでは区長さんや民生委員さんからですね、相当、何とかならないかという問い合わせが多くありましたが、その去年の3月改正以降は、私の所には1、2件という状況でありまして、ほぼ順調といいますか、開示できる部分については開示できたということで事務が進んでおるといふふうに考えておりますので、今後ですね、このことについて対応できないかという事例ができましたら、また審議会を開くなり対応していきたいというふうに考え

ておりまして、現在のところは今の条例の範囲内でしていくということでご理解願いたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

山崎議員の再質問にお答え致します。

先ほどお答え致しましたようにですね、上位法、地方税法の規定に基づいて、こういう閲覧できないことになっておりますので。ご質問の内容、十分分かりますけれども、法令遵守というか、上位法を適用ということでご理解願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

やはり総務課長の答弁も、税務課長の答弁もそうですけれど、検討していくとかいうような感覚がないがじゃろかというふうに感じます。ほんで、言うてきたら、そのときにやっちゃらよと。言うてこにや知らんぜよということではなくて、この執行部の内部における観点から、このことは住民に対してちょっと不都合かによと。自分ら職員の間で、窓口でおって悩みゆうことはこんなことが悩みよりますよというように吸い上げてですね、やっていかんと。日々、窓口なんかではですね、いろんな情報が入ってきておりますので、それに対応しようと思うがです。そのときに、この条例がですね邪魔しようという感じでとらえられるケースもあるやろし、そういうことはですね常に課長の方に報告せよと、直せるものは直すというような姿勢ですよ。そこをひとつお願いしたいと思います。

それから、不動産の関係ですが、誰かの地名を知らないかんときに、どうしても法務局まで行けというのかどうかということ。それ、なぜかいうたら、この分権の時代にですね、その町村が良くなる方向を町へ取り入れるというようなことは大事なことじゃないかと思えます。もちろん、先ほど税務課長が言いよったように、町はそれによって余分な金が要るということはあるかも分かりません。そこらも試算してですね、やはり町民。例えばですよ、市野瀬の一番東の方からですね法務局行くいうたら、かなり時間も要しますし、その日が何だかんだ言いよったら時間がなくなってしまうとか、それからそのガソリン代が要るとかいうこともあります。

できるだけ支所で間に合うとか、本庁で間に合うとか便利な方策が取れるように考えていくのが大事じゃと思うがですけど、これは町長、いかがですか。

お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

個々の事例について対応してくというのは、もう現段階でのその条例あるいは上位法に照らし合わせても仕方ないことであると思っております。

しかしながら、昨年3月議会で条例改正をさせていただきました。その主な内容につきましては、先ほど課長からも答弁ありましたように、区長さんからの情報開示請求、いわゆる敬老会への招待状の送付について住基情報の提供はできないかということです。

それからもう1つは、福祉の分野で要援護者台帳の整備について、その精度を上げるために高齢者の方の指

名を民生委員さんの方に提出さしていただくと、そういった趣旨の下で改正をさしていただいております。

そのときに、相当数時間をかけて条例改正の中身について練りました。その中で、現在、1年前の段階でオーケーしているご意見を取り入れて、こういった改正でよかろうということで現在運用をしているわけでございます。

それからもう1つは、どうしてもコンプライアンスというのは我々にとっては仕方ないことでございます。これを破るといのは自分たちを否定することになりますので、そちらについてもそういった観点からの運用をしているということでご理解をいただきたいと思っております。

それからまた、なお、まだ私どもの所に届いていない情報で明らかに住民の皆さまのご利益になると、そういった判断をされるような個々の案件がございましたら、ぜひご提示をいただき、審議会等々で練った後に条例改正等々で対応してまいりたいと、そのように考えるところでございます。

(山崎議員から「町長、その分権の関係ののは、この機会にとかできる方向へ持っていかどうか」との発言あり)

分権の関係です、ご指摘のとおりさまざま権限とか用務が我々市町村に下りてまいっております。そういった中でも、県で34市町村さまざま業務が下りてきたわけですけれども、黒潮町としてはですね、その権限移譲を最大限受け入れた市町村の1つであると、そのように認識しております。相当数、事務が下りてまいりましたけれども、その可能な限りの業務を移譲していただいたと、そういった中でございます。

しかしながら、この個人情報についてはですね、まだまだ上位法の改正等々が伴うことございますので、現段階で我々がすべてその上位法の範疇（はんちゅう）を管轄して対応していくということにはなっていないということでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

その上位法との絡みになりますけど、まあ先ほどの法務局の絡みですが。

町長は町のトップとしてですね、例えば法務局長なんかと話されて、こののが簡単に機関委任ができるかどうか。そこらも一度、何言うかね、研究していただければと思いますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど税務課長も答弁さしていただきましたように、法務局にある資料と私どもの所有する資料で若干差がございますので、まあ一概に協議が終えたからできますということには恐らくならないだろうと、そう思いますが。法務局の方とこの問題について、いろいろな判断基準であったりとか、あるいは個々の事例についての勉強さしていただくことはできるかと思っておりますので、そういった方向で対応してまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

まあ何回言うても、もう法は法というような感じで、なかなか切り込むことができないように聞こえますけれど、ぜひ町のトップとしてですね、町民に役立つような法律とか、そんで国の機関等で町に委任していただけるというようなものがあればですね、やはり取り込んで利用するということは大事なことと思っておりますので、よろしく今後も考えていただきたいと思っております。

それでは2問目に入ります。これは、先ほどの保護法とも大体関連もできますけれど質問致します。

高齢者等の福祉対策について。独居高齢者等の安否確認は、どう対処しているか聞きます。

高齢者等の福祉対策は行政の努力や関係機関の努力でいろんな施策が取られています、最近の新聞等のニュースで、親子で餓死とか、高齢者家族の餓死とかが知らされます。

行政や関係機関でももう少し踏み込んだ対応ができていれば、このような悲惨な結果になっていなかったであろうというようなことがございます。家族が近くにいないとか、体が不自由だとか、経済的援助がないとか、条件はいろいろ違いますが、現実に対応できるように、ソフトやハード面の施策はもちろんのこと、本人との早めの意思疎通が必要だと思います。町内の実情や実施策をお聞きします。

1 点目。このような事案への踏み込んだ対策は町は考えていますか。町はどのような施策を現在実施していますか。

2 点目。町内で見守りが必要な独居老人等は何世帯ですか。

3 点目。町内で支援をいただいている関係者や団体、ボランティア組織等への行政的な支援や配慮はされていますか。

施設や病院に入るまでに本人が倒れたりしたとき、町民の誰かが気付き、誰かが見守る、誰かが通報できるように、福祉施策について今後も一層の努力をいただきたいと、そういう思いから質問させていただきます。

よろしくお願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

山崎議員の高齢者等の福祉対策についての質問にお答え致します。

町内でも高齢化が進みまして、独居の高齢者、また高齢者のみの世帯が数多くいることは把握しているところでございます。

マル1の施策についてですが、現在行っている町の見守り等の事業としては、介護保険の地域支援事業で見守りネットワーク事業を行っております。この事業は町の社会福祉協議会に委託して行っておりますが、登録者に対して民生委員やボランティアの方が配食サービスをしながら高齢者宅を訪問し、安否確認、身体の様子などを確認するもので、大方地域では毎週水曜日に、佐賀地域では月3回のペースで実施しております。また、平成24年度からは佐賀地域においても毎週水曜日に実施するよう、事業拡大について検討をしております。

民生委員に依頼しまして調査を行っておる要援護者台帳ですが、この台帳を基にですね、声掛けなど見守り活動に活用しております。この要援護者台帳については、本人の同意を得て、地区の関係者または消防機関等へ情報提供を行って、災害などの支援に活用しております。

また、地域が主導となる、また地域で支え合う取り組みとして、見守りネットワークの体制整備に努めております。この取り組みについては、部落など各集落において高齢者等の要援護者の見守りを行う組織づくりをしていこうということで、平時は見守りネットワーク、また災害時は自主防災活動と、連携した活動をするように各集落に取り決めの要請をしております。昨年からの取り組みでございまして、民生委員や区長さんを通じて組織化の説明に入っております。いろいろ集落によって差はありますが、早い地域では組織化に向けて取り組みを始めております。

マル2の、独居老人等の世帯についてでございますが。住民基本台帳による独居世帯は、平成24年3月1日現在で1,260世帯となっております。しかしながら、実際の生活状態が独居かどうか、実態の把握ができておりませんでして、昨年4月に民生委員に調査依頼を行いまして、先の質問でありました情報開示を行いまし

て、65歳以上の名簿を提供しまして高齢者の実態調査を行いました。この昨年の調査結果では、大方地域で636世帯、佐賀地域で165世帯、合計801世帯が独居世帯となっております。この中で、見守りまたは支援が必要と見られる方は約160人となっております。

次に、3番の質問ですが、高齢者の見守り活動など、支援を行っている関係者、団体、ボランティア組織への町からの支援の質問ですが。主なものとしては、町社会福祉協議会が行う活動支援や、民生委員、児童委員の活動、また健康づくり推進委員、寝たきり予防推進委員、食生活改善推進員などが主に活動をしていただいております。

黒潮町社会福祉協議会が行う活動支援としては、主に補助金として年間約2,800万ほどの財政的な支援を行っております。

民生委員、児童委員の活動については、本町では51名が委嘱されておまして、各種の活動に協力をいただいております。

また、健康づくり推進委員、寝たきり予防推進委員、食生活の推進委員、健康づくり婦人会などが保健事業の部門で多くの事業にかかわっていただいております。主には、地区ふれあいサロンのスタッフなどで協力をいただいております。高年齢福祉、そして多くの事業に協力をいただいております。町としても十分な支援とは言えませんが、相当額の財政支援は行っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

大体、大まかな点でのお話はいただきましたが、私が心配するところは、独居の方なんか、まあ、ここで言うと週に1回とか、それから2回とかいう、各民生委員さんとか、それぞれ関係の方が見守っていただいておりますが、その地域の周りの人なんかはですね、気が付く。ここが難しいとこも分かりませんが、独居ということを経験に知らしめるということが難しいかも知れませんが、黒潮町では少なくともお互いが見守ろうという観点で考えるならば、何らかの玄関先に風船を上げるとか、旗を立てるとか、元気でおりますよというサインを出していただけるようなことも考えたかどうかというふうにも考えるときがあります。

これは今、先ほど言うプライバシー。私は独居とかいうのが知られたくないという方もおられるわけですが、大体この世間で新聞に出るような事件が起こるといって根幹にはですね、法律の中を法律どおりしかやってない場合があって、個人のそこへ立ち入れないというようなところが、こういう事件につながる人が多いようです。で、大体こういうことができたのは、我々が核家族化ができて、夫婦と子ども夫婦。それから、それぞれが別居とかいうことになりまして、それが長期間、何十年もたってきた今、老人のその夫婦の世帯とか、それから高齢化で体が不自由になっちゃう、子どもは遠くにおるといような状況などがありまして、子どもや親せきがですね。状況がありまして、こういう問題が出てくる。

ほんで、何らか、そこで毎日毎日会えるような状況があればいいわけですけど、そういうふうには世間から逃れたいという状況の方もおまして、難しいとは思いますが、あのように新聞紙上で出るような、誰もが気が付かなかった。このことをどうやって解消していくかというのが町の大きな一つの課題になるのかと思うわけですが、何かそこらあたりの方策を考えられているのか。今言う、説明された、民生委員さんやボランティアの方やいろいろな方がですね手助けしていただいておりますが、これ以上は、法では、

行政ではどうしようもないねという場合に、じゃあ民意を活用して何とか毎日見守っていただいけるというような方策はないかなと思うわけですけど。

まあ、この社会の流れがですね、例えばこういうこともあります。コミュニティーづくりの難しさというかね、この地域を耕すというか、人とのかかわりが気楽にできる関係づくり。人と人がかかわることが気楽にできる関係づくり。先ほどの保護法の関係じゃ反対の方向ながですけど。それから、あいさつができる地域づくり。それから、人が集まれる拠点の重要性。こういうことによってですね、問題ありますけれど、適当なその世話好きの方が可能な人間関係をつくってくれる。要するに、まあ、その地域で人気のあるとか、人が寄りやすい人なんかのどこへ連絡取っていくとかいうことが考えられます。要するに、コミュニティーをどうやって深めていこうかという観点にあるかと思うのですが。私も質問しよって、これを行政の皆さんに聞いて、どこまで私の話が分かってくれるろうかと心配もしようわけですけど。そういう努力を日々考えていかないきません。やっぱりこういう問題をするとき、背景を考えないかんわけですけど、どう言いますか、1人になりたいとか、それから社会についていきたくないとか、いろんな条件があると思うんですけど。でも、1人じゃ高齢化になったときに心配ですよというようなことを、日々、本人と接触して、そういう本人の意思を尊重して、本人と話し合うて、緊急の場合はこのここへ連絡してくださいとか、こういう、隣に信号を送ってくださいとかというようなことが必要じゃないかと思えます。

それで今後ですね、町がもうちょっと踏み込んでやっていけるかいけないか。そこらもお聞きしたいわけです。

それと、もう1点。そのボランティアの方の、まあこれも聞いたわけですけど、ボランティアの方のそのいろんなサロンとかいうこともやられておりますが、ボランティアの方も完全ボランティアという格好ではちょっと無理があるなということも感じます。というが、ボランティアで自分が材料を構えて、そういう高齢者の方に提供するようなときに、ボランティアのその町の支援の費用では足らんというようなご意見も伺っておりますが、今後ですね、ボランティアの皆さんにも十分な支援をしていただけるように予算編成等も考えていく必要があるがではないろかと思えますが。

私の今の長々と分かりにくい話ですけど、もう一度課長、答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

再質問にお答え致します。

平成23年度から佐賀の北部地域であったかふれあいセンターの事業を行っておりますが、24年度からも新たにですね大方地域でも取り組むことにしております。このあったかふれあいセンターの事業の中で、訪問サービスの機能をですね拡充していきたいと。地域に出て、独居高齢者の見守りにも努めていきたいと、このように考えております。

またですね、先ほど議員言われた地域での組織づくりでございますが。本町でも2年ほど前にですね、一人暮らしの方が亡くなって、何日もたってから見つかったという事例がありました。そういうことから、実態としてみんなが見ているようではあります、実際そういう、完全に目が届いていない部分がありまして、地域での見守りネットワークをつくっていききたいという考えがありまして、先ほど言ったようにですね、民生委員さん、区長さんだけでなく、地域のみんが見守っていけるような体制をつくっていこうということで説明に上がっております。

行政だけでですね対応するというのがなかなかできないためにですね、こういうことに取り組んでいこうと

ということで、平成23年度に策定した黒潮町地域福祉計画においてもですね、自助、共助、公助の形をですね、はっきりと役割を明確にして取り組んでいくことにしております。住民、ボランティア、地域、また社会福祉協議会、行政などがそれぞれ役割を分けてですね、仕組みを構築していくことにしております。

それと、先ほどボランティアの有償という形ですが。まあ現在ではですね、ボランティア、無償で長年にわたってこういう活動を続けていただいておりますので、基本の部分はそういう形でいきたいと。

また、事業に対しての費用が足らんとかということがありましたら補正対応をしていきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

山崎議員の質問に対して矢野課長が言うたとおりですが、ただ、今の山崎議員の質問の中で緊急という話が出ました。緊急。

（山崎議員から「はい、出ております」との発言あり）

ということで、ちょっと私、1つ補足的に言わせてもらいたいがですが。

緊急通報装置というような電話が、各独居老人とか民生委員さんの紹介によって、すべての家庭ではありませんが、そういう電話をつけております。そうした場合に、体調が悪くなったというようなときに、その緊急のボタンを押したら、第1次通報が隣のおんちゃんとかおばちゃんところへ行くとか。第1次が取れざったら第2次が取って対応する。第2次が取れざったら役場へ入ってくるというような形でシステム化されております。それで、電話が鳴った場合には、第1次が取ったら第1次の人はどうしたかどうしたかという尋ねる事業もありますので、そのへん付け加えさせていただきます。

以上です。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

ありがとうございます。

その緊急通報装置ですけど、今、何軒ぐらい付けられちゃうがじゃろか。

それと、先ほどの課長の、その予算的な支援というようなことですが、今後、具体的にはやっていただけますかね。

それとですね、この我々は社会的な問題としてこの問題をとらえてないといけないし、それから、今言うプライバシーの保護という観点からもあるし。もう一度、なぜ困っちゃうかということ、この家庭はどういう関係で困っちゃう、この家庭はどういうことでお世話が要るとかいうことを、やはりその見守る方たちにはですね同じような情報を流しておかないと、とっさのときにはなかなか難しいし、普段、日ごろからそういう観点で、お互いが協力して見守ろうねということに行き着かんがじゃないろうかという心配も致します。

まあ、そういうことをですね、先ほど来、それぞれ町としてはできるところでそういうことをやられておりますけれど、黒潮町は割とこういう問題に対しては世間より早く取り組んでおるなというようなことをですね目指していただきたいと思います。

それから今、最近、その先ほどの通報装置以外にもですね、民間団体が、その見回りとか何言いますかね、そのセキュリティーの関係で、まあ個人負担も要るとは思いますけれど、いろんな機械類、設備類を整えて販売されてるところもございます。そういうところも研究されて、少なくとも黒潮町でこのような問題は起き

ないというような観点で取り扱っていただきたいと思います。

すいませんが、分かる範囲で。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

まず最初に、緊急通報の装置でございますが、23年度新規に23台付けております。これまでの累計では、約200台を管理してる状態です。

それから、見守りネットワークの事業で配食サービス等の事業拡大によりまして不足する予算についてはですね、今後の状況を見て補正対応をしていきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

少し総論から答弁させていただきます。

平成24年度から北郷地域に導入予定の2施設目でございますけれども、あったかふれあいセンター。これは本年度、佐賀のこぶしでやっている事業でございます。これを町内に拡充させていただきたいというのは、これまでも繰り返し申し上げてきたところでございます。

その中で、なぜ、あったかふれあいセンターを選んだのかということでございます。地域福祉計画ならびに活動計画策定の段階で策定委員さんから、あるいはアンケートを取りましたその返答から、さまざまな課題が抽出できました。その中には議員ご指摘のとおり、見守りの問題等々もございます。そのほかにも、買い物支援であったりとか健康対策、あるいは生きがいつくりとか、さまざまな観点、課題があるわけでございますけれども、それらを一括して、すべて100パーセントとは言いませぬけれども、一括して課題解決の手法が取れるというのが、このあったかふれあいセンターの町内への拡充でございます。

このさまざまな課題解決のために取り組んでいくわけでございますけれども、主にこのセンターの大きな機能と致しまして、地域での見守り対策、あるいは交通手段、買い物、相談体制、情報共有、健康づくり、交流の拠点づくり等々でございます。こういった中で有機的なシステムをつくっていかないかということでございます。単純に安否確認ということでございましたら、議員もご承知のことかと思っておりますけれども、梶原の情報通信基盤を使った施設であるとか、あるいは大川村にも類似のシステムが入る、導入予定であったかと思いません。そういったこと。

あるいは、もう少しそれから有機的になりますと、九州で取り組まれております、国東市だったと思っております。黄色い旗運動。こちらにつきましては、包括支援センターが視察に行かしていただきました。あるいは、少しカテゴリーが特化されますけれども、福岡県大牟田市の認知症の方への見守り活動というのは全国的にも秀でたモデルだと、そのように認識しております。

そういったことはございますけれども、この黒潮町の、例えば面積であるとか、人口であるとか、地域の実情。そういったことを考えたときには、黒潮町独自のモデルがあるはずでございます。そういった中で、このあったかふれあいセンターを町内各数ブロックに分けて、そこへ配置させていただくと、さまざまな課題解決の取り組みができる。そういう判断の下で、今回2施設目の拡充をご提案させていただいているところでございます。

そして、もう1つは、このセンターを通じまして、上意下達の行政から住民の皆さんへ、上意下達のシステムをつくらうという気は全くございません。例えば国東市で、先ほど申し上げました黄色い旗運動。こちらは

行政支援がない方がいいそうでございます。そういった自発的な要素をしっかり育てていく。初動の段階で、ファーストステップで行政が手助けすることで、しっかり独り立ちができる。そういった性格のものであると思っております。そういった取り組みを続けていかなければ、結局のところ行政支援がなくなればコミュニティーも崩壊すると、そういったことになりますので、そうならない手法を選んでいくのが特に留意すべき点ではないかと、そんなに考えるところでございます。

これからセンターを数ブロックに分けました町内に拡充させていただきますと、さまざまなことが関連してまいります。これまでも繰り返し申し上げてまいりましたけれども、買い物支援や移動手段、こういったものはこの福祉の問題とは別のところでも、例えば公共交通であったりとか商業振興、そういった問題とも絡んでくるわけでございます。そういった総合的な判断の下で、どういったモデルが黒潮町にとってふさわしいのか、そして有機的であるのか、また、自発的行為を促すことができるのか。そういった観点からのシステムの構築、あるいは仕組みの構築に携わってまいらなければならないと、そう考えるところでございます。

しかしながら、こうなるといったゴールが明確に見えてるわけではございませんので、これからさまざまな形で政策誘導していくと、そういったことでございます。

議長（山本久夫君）

山崎君。

8 番（山崎正男君）

町長、ありがとうございます。

私も、そのふれあいセンター中心にとかいう考えはもっともなことじゃと思うし、それから、このふれあいセンターによって、これは国保にも関係することですけど、その病院にかかる、病院が待合室になって、お互いのコミュニティーを図っているような状況がですね、このふれあいセンターに皆さんが来ることによって、医療の観点でも、元気な観点でも、お互いの認識でも役立てるということはよく分かります。

それからですね、このふれあいセンターに行ける人はですね、まだええがですよ。で、常に独居で寝たきりで、体が、明日が分からんというような人ですよ。こういう方たち。例えばそういう、ようよう立ち上がって畑へちょっと出たときに、そのまま谷川でこけて、けがしてそのままじゃったと。夜になって冷え切っちゃったというような、そういう。まあ、これは私、言葉は悪いですけど、我々が目に見えないところで起こる得ることがあるわけですよ。そこもひとつ注意をして、これからそういう観点からも老人の福祉のため考えていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで山崎正男君の一般質問を終わります。

この際、3時まで休憩します。

休 憩 14 時 42 分

再 開 15 時 00 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、藤本岩義君。

9 番（藤本岩義君）

それでは通告に基づきまして質問させていただきます。

まず、1 点目の震災対策についてですが、その中の 1 つ目、佐賀地区の避難道の計画についてでございます。

佐賀地区の避難道は漁集で行うと、それで計画しておると6月議会で答弁がありましたが、計画はどの付近まで進んでいるのでしょうか。

また、先の震災対策特別委員会でいただいた資料写真の中には大きな工事しか記載されていないように思いますが、漁集で採択されないような避難道の整備も行うべきと考えておりますが、その点はどのように考えられておりますでしょうか。

そして、これは佐賀地区に限ったことではありませんが、今回、区長さんをお願いして、避難道の希望を出していただいたと伺っております。しかし、浸水区域の恐れがあるにもかかわらず、何らかの理由で提出がされていない地域もあるようです。出てきてない地域の避難道はどのように今後調査し、計画をされるのでしょうか。

津波でんでんこについてはですね、各自勝手に逃げるには避難道も多様性が必要です。津波が来たら取るものも取りあえず、肉親にも構わず、各自でんでんばらばらに、それぞれの避難方法で1人で高台へ逃げろ。自分の命は自分で守れということだと思います。

また、2月14日の高知新聞に記載されました、県の助成を受けるのには早く避難道全体計画が必要であろうかと思いがいかがでしょうか。

まず、このことについてお伺いします。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

お答えします。

佐賀地区の避難道の計画について、どのように進んでいるかということですが。

佐賀地区の漁業集落環境整備事業については、避難道、避難広場の計画としては、避難道が6カ所。明神が1カ所、大和田が3カ所、町分が1カ所、横浜が1カ所の、計6カ所です。延長は950メートル、事業費で2億円を計画しております。

避難広場は4カ所。明神、大和田、町分、横浜の4カ所です。面積は1,800平米です。事業費で1億円を予定しております。

23年から26年の4年間で完成することを目標としております。23年度は、明神、会所地区の避難道、避難広場。大和田地区オクラですが、避難道の測量調査設計委託を行いました。24年度以降は用地補償契約および本工事を行い、明神、会所地区は25年度、大和田地区オクラは24年度中に完成する予定です。

その他の個所についても同様の工程にて進ちょくを図るようにしております。

以上です。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは藤本議員の、漁集に採択されないような避難道の整備計画についてお答え致します。

この件につきましては、みんなで備える防災総合補助金や津波避難対策総合推進事業費補助金を利用して、既に整備していることや、現在実施しているところ。また、今回の震災を受けて新たに計画されていること等があります。今回、県が新たに導入する予定である交付金事業の津波避難対策事業を活用し、海岸線に近い浸水予想区域から避難道の整備を、平成24年、平成25年度で集中的に行う予定です。

整備個所としては、昨年8月に各地区から要望があった整備個所を整理し、避難場所や、さらに背後地に避

難可能な場所の避難道を主に、既設の赤道等の路面舗装や手すりの設置を行い、地域住民の迅速な避難行動を確保するための整備を考えております。

また、先ほど議員からおっしゃられた、まだ調査の中に申し込みがなかったということについても状況を見ながら、24年、25年にできるところはやるし、今後、平成26年以降の避難道整備についても、現段階では県の補助事業の3分の2を活用したりして新たな有利補助事業を模索しながら、地元と協議しながら年次計画を策定の下、順次進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、ありがとうございます。

一応、漁集の分についてはきちっと計画ができておられて、既に26年までの間にやるようですが。これは、26年となりますと、県が高知新聞に載せた分の助成には対象にならないと思いますが、ちらっと予算のときにはお伺いしたかと思いますが、これは漁集の分の、町負担の分の対象はもうなしという考え方でいかれるのでしょうか。

それからですね、今、その漁集の制度でやらない部分についても、随時計画して進めてやっていくということですので非常に結構だと思いますが。まあ漁集の道と道との間にもですね、結構、漁集は大きな事業ですので、その間に普段住民の方たちが使っておる赤道や上分付近の方ではですね、急傾の所に、裏側にある道もたくさんあるがですよ。今度の場合に全然その分が載っておりませんでしたので、その付近もですね、きちっと調査をしていただいて、地域の区長さんやその他関係者の方と十分協議をしてですね、この2月14日に載った高知新聞の事業に遅れないようにですね、早くその全体的な計画を示してほしいと思います。

会所の所も大きい事業のちょうど中間ぐらいに、とさがみさんと読みますか、土佐神社の方に上がっていく道もありまして、前回の3.11のときもですね、そこへ避難しようとしよったけど、手すりがなし、赤土のような道でしたので途中でもうあきらめたという方もおられましたので、ぜひその付近の意見も聞きながらですね、要望のない所についても避難の多様性といいますが、てんでんばらばらに逃げていくときにですね、そういう広い道に集中するのではなくて、そういうたった道とか階段であってもですね逃げれる方もおるがです。そういう方はそこを使って逃げていただくと。できるだけ数多くですね、できる範囲精いっぱい、その逃げるチャンスを与えていただきたいと思いますし、ぜひそのようにしていただきたいと思います。

それと、この避難道を造るに当たってはですね、レベル測量というのは欠かせないと思います。6月議会で予算化しておりますけども、まだ、震災特別委員会等にもデータ的には示されておりませんが、もうできたがじゃないかなと思いますが、その付近はいかがでしょうか。

この道を造るにもですね、漁集の事業でやっておられる保育所裏の広場なども、確か11メートルか、そこらぐらいやなかったかと思うんですが。津波の規模というのはどんなになるか私も分かりませんが、いろんな学者が言いますと、ネットでも見てもですね、新聞や、それから日経のサイエンスらの方の科学雑誌も見てみますと、やはり高知県の場合には20メートル以上が望ましいと。それから、マグニチュードも東日本の9よりも強く9.2。東日本の2.7倍ぐらいが予想されると。まあ学者によってまちまちですけども、そういう話もあるわけですから、今計画するに当たっては国の指針も出てませんが、やはりそういう一番の高いデータが出ておる分を参考にしながらですね、できる限り高い所というところを考えていただきたいと思います。

それから、支所長が言われましたように、到達が早い所からやるというのは当然の話でして。それと、文教

施設のどこを先やる。これもいいと思いますが。その佐賀中学校の裏側らでも、文教施設の逃げる2つの漁集でやる道の間にもですね、ちらっと見ていただいたら分かりますが、そういう階段とか赤道らしきものもありますので、ちょっと整備すればですね、子どもたちであればわざわざ縁へ行かなくてもその道を駆け上がることもできるわけですので、総合的に見ていただいて計画を作ってやっていくことが重要であろうかと思いますが、考えておられますでしょうか。

その付近も併せてお伺いしたいです。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

2月14日の分の漁集の起債については対象になっておりません。

漁集は、国が50、県が20という70パーセントの補助で、あとは通常の起債でやっております。

それから、高い所ということですが。うちが計画している避難広場ですね。避難広場についても、避難広場が4カ所ですか。明神、大和田、町分、横浜、4カ所ですが。横浜が大体18メートル、ほかの個所については20メートルで現在計画をしております。

20メートルですが、そのうち25年度完成の、先ほど言いました明神、会所の避難広場については30メートルあります。

以上です。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

高さの調査ということで測量の部分を補正計上させていただきましたが、現在、完了届が業者の方から出てまいりまして、まだ検査までは至っておりませんが、できております。

今回の調査は、まあ正確な調査はできておりますけれども、町内全体となりますと相当数が多くございます。それで、300万の以内でできる所をやったという状況です。

それでできない所という部分ですけれども、国土交通省の方がですね、航空写真からほぼ高さが出るというような、今、資料が出てまして、それを海岸縁がほとんど網羅できております。それで、現在の浸水危険エリアの中では、ほぼ測量と、その国土交通省の部分とで対応できるというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

藤本議員の2回目の質問にお答えします。

漁集でない、まあ避難道ということで答弁をさしていただいたわけですが、23年度についてはもう観音さんの方のところが測量は終わりました、どんな方向でいくかなという形で、24、25の方で検討されています。また、23年度について、野田坂のそこから60メートルくらいはもう手すりを付けて上がっております。

そういう形でいろいろと、23年度にももう着手もしておりますし、24、25についてもできる限りそういう赤土等、整備していきたいと思っております。

また、先ほども出ました、中角地区、上分地区ですが、そこについてもちょっと担当の方と急傾斜の方の裏の方をずっと見て回ってきました。そうした中で、急傾斜の中に、家の路地を通して上へ上がっていくという

ようなところが9カ所ばあいう階段がありまして。ただ、そこについてはやっぱり路地ですので、1メートルあるかないかのところを路地裏を通して、その階段通って上へ上がっていくと。上へ上がっていたら、まあ13から15メートルの高台になります。ただ、そこについては、上がったら背後地もありますので上へ行けるわけですが、ただ、そういう地震等で倒壊された場合に、その路地へ家等が来ると通行不能ということになることが予想されるので、ちょっと担当の方と協議していたところですが。

中角の集会所の裏から人家に向かって右へ行く。その上にはちょっと高い墓地もあります。それと反対に、通称、水神坂ということですが、ウマ子の車の販売店というか、お店を出しておるわけですが、そこを入っていけば線路を横断して、なおかつ上へ上がっていく道があります。そこへ行けば40メートルか50メートルくらいありますので、そのへんを先に優先的に地域と協議しながらやったらいいじゃないかなという形で考えておりますので。

そのような方向で今後も上分地区とは言わず、そういう形でちょっと検討していきたいなと思っております。以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、分かりました。

できるだけですね、早くその全体計画を、まあ事業的には遅れることは承知してますが、今言う漁集の分。それから、そういう小さい細道で可能な所。あるいは、地域と話して、ここが必要やという所の部分をですね。まあ、できるできんは用地の関係があったり、それから上に背後地がうまくいかんとかいうことはあるかも分からんですが、全体計画を早く住民の方に示すことによってですね、住民の方も、あっ、うちの地域も計画されて、近いうちに避難できる場所ができると、道ができるということになってこようかと思っておりますので、できればその地域で、今言った1つにまとめたものをですね、早く住民の方にも示していただくということが大事だろうと思っておりますので。

その点はやっていただけますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

この地震津波対策のものは本当に重要なものと考えておりまして。

まずですね、順序があるわけですが、現在のところは現在の想定でやっておりますので、基本的にはですね、国、県の想定が出て、浸水エリアを図示、ハザードマップを作っておりますので、それに基づいて、今質問のあった部分も含めて対応していくと。それを持って地域の方には入っていききたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

それでは、次の被災者支援システムのことですが。

これは、先の議会のときにもお伺いしましたら、ちょっとできんということでしたけど。まあ、経費も多額になるので導入予定はないとの答弁でございました。その後、10月の7日にですね、高知市で開かれました災害対策セミナーというのがございまして、私はそれを聞きに行っておりました。学習しに行っておりましたら、

後ろを振り向きますと黒潮町の職員も受講しておりました。

また、高知県もですね、今年になって2月末に西宮市の開発者による講演説明会を防災職員を対象に行ったようでございますが、県の説明会や、そういうセミナーを受講してですね、考え方に変化はないんでしょうかね。高額だからできないということでもございましたが。私も確認のためにこのセミナーに出席してですね、講演内容もビデオに収録して、震災対策特別委員会の委員長にもお見せしたんですが。本システムの言語は、この間の議会の方で答弁していただきましたように Linux（リナックス）ですが、サーバーとしてはですね多くなことは要らんがですよ。ノートパソコン1台購入すれば、あとは遅いパソコンでも十分対応できるということでもございました。

また、今年はですね、外国人の住民登録の改正の時期でもありまして、住基システムを本予算にも挙げておりますように、先駆してもう既にやっておられますが、オフコンからプログラムを変更されておると思うんです。そのときにですね、住基からの吐き出しをきちっとしておけば、経費はほとんど要らなくて済むと思います。既に検討を始めておられる町村もあるようでして、その町村にお伺いしますと、非常に安価で構築ができておるようです。ちょっと調べてみますとですね、3月1日現在、21の町村が検討中でございます。運用開始をしておるのは、高知市が始めました。導入をしておって、まだ開始をしてないというのは2町村ございまして、佐川と土佐清水がでございます。

何度も言いますが、震災を受け、不自由な生活を余儀なくされている被災者の支援には、いち早い防災情報の把握と、さまざまな行政サービスに一役買うと思いますので、災害発生時の住民基本台帳のデータベースに被災者台帳を作成、被災者情報を入力することによって、罹災（りさい）証明の発行や支援金の交付、義援金の交付、支援物資の管理、仮設住宅の入退去、犠牲者および遺族の管理などがノートパソコンで対応できます。機動性があると思います。

平常時からこのシステムを構築しておいてですね、防災訓練で、やはりそういうところの練習もしておけば、大規模災害のときにですね大きく貢献するのではないかと考えておりますが、再度いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは藤本議員の一般質問の、震災対策についてのカッコ2の被災者支援システムについてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、町ではですね、平成22年度に導入致しました耐震改修計画システムと要援護者システムを組み合わせましたものでですね導入をしております、関係各課と十分協議しながら、内容の充実を図っているところでございます。

これにつきましては、地震などの災害が起こるまでの事前対策や、起きたその時点での要援護者の支援を目的にしたものでございまして、議員のご質問の被災者支援システムにつきましては、まあ新しい機器の導入という課題はありますが、システムそのものが安価に導入できるということを知っておりますので、課内で協議致しまして、要援護者システムの充実とですね並行して被災後の被災者支援システムの情報収集を行い、導入方法、運用状況などを研究してみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、前向きに検討していただいて、高知市などにお聞きしたらですね、その金額とかやり方も分かると思います。

高知市はちなみにですね、1台のパソコン、プラス6台でやっておるようですが、8万4,000円ぐらいの経費でいったと。まあ、現在あるパソコンを活用したということです。

それで、現在、職員が持っておるパソコンにも、ちょっとした研修すればですね、はめ込めますので。Linux（リナックス）であってもですね、Windows（ウィンドウズ）以外のブート方式で、どちらを動かすかを指定すれば動くようになるそうですので、ぜひはめていただいたらと思います。

特に今度、今、住基システムを改修してますので、その吐き出しに非常に金額が掛かるわけですし、それさえうまくいけばですね、各町村それを利用して安くやっておるようですので。今回、24年度の予算でもですね、33台のノートパソコンを買われるようですので、それほどの性能はなくてもですね、非常によく動くそうです。それで含めてですね、また担当の方と十分協議しながら、もう導入を検討しておる21町村に負けんようにですね。やっぱり、いつ起きるか分かりませんので、できるだけ早くこのシステムをはめることが良からうかと思えます。

要援護者システムというのは特定の人の部分になりますので、これは全住民を対象です。震災が起きてからできるだけ早く、義援金が遅れておったのもこういうシステム入ってないから、町村は東日本でも遅れておったという事例も発表もありましたので、これをはめてですね、普段日ごろに練習しておくということが非常に大事ですし、これが入っておれば黒潮が被災したときですね、東の方でこういう導入をしておる町村から職員がお手伝いに来たときも、手伝っていただけるときもすぐに取り組めるシステムですので、ぜひ普段日ごろに研修をしていただいたらと思いますので。

もうこれは答弁は要りませんが、そういう方向で進めていただきたい思います。

続いて、佐賀地域の地籍調査を再開できないかということでございます。

黒潮町になって、何度も質問もあったのではないかと思います。佐賀地域は旧佐賀町当時、国土調査法の目的に基づいてですね、1963年、昭和38年、今から49年前になりますか、着手しまして。旧大方が着手しました1996年、平成8年に休止するまで、平たん部を9.54平方キロ、調査対象面積の14パーセントを調査完了致しました。平たん地でございますが、そのデータもですね、現在GIS化で各種事業に非常に役立っております。写真と土地の地番とか、所有者とか、そういうのをやっておくのにですね、いろんな事業するのにも役立っております。

また、合併協議では、町長も委員として参加されておりましたので分かっておると思うんですが、まあ細かい調整の中ではですね、当時、蜷川地区ですか、そこを調査を実施しておるので、佐賀地域はその後検討するというので、協議会の中では協議事項20の20で、国土調査は新町で調整し実施するとなっております。黒潮町になって、津波対策として入野地域が特に地図が分かりにくいということで、これは副町長もご存じですが、当時、答弁のときにも5年ぐらいかかるのではないかと、その後に佐賀地域にも着手するような方向でやっていきたいということでございました。合併後、もう既に7年目にも入るわけですけども、いまだに着手の気配がございません。その途中でも、21年度にもですね、21年度にも議会広報を見ますと、先輩議員が質問してですね、この測量は進める必要があり、外注も視野に入れ検討をするという答弁もされております。最近のでは、しかし、いまだに気配がないと、こういうことです。

国土交通省のウェブサイトによりますと、昨年3月末現在の全国の進捗率は49パーセントでございます。調査完了が273町村、実施中が728町村。高知県では、進捗率47パーセント、全地域完了が5市町村、調査中が28、休止中が1ということで、わが町黒潮町はですね、今少し上がってるようですけども、進捗率

は17パーセント。まあ、これウェブサイトですけども、ほんとに寂しい限りです。

部落要望も出てると思いますが、現在何部落から要望が出ておりますでしょうか。

私の承知しておる部落要望でも、2部落から出ておったと思っております。住民にとってみれば高齢化が進み、山の中にも入ることが少なくなり、境界確認が非常に難しくなっておると嘆いております。分かった者が存命のときに境界を明らかにして、子孫に引き継ぎたいと強く考えておるわけです。

せんだっての高知新聞3月6日にもですね、限界集落の民有林を守れということで、森林組合が団地化推進へというときも、この中にもちらっと載ってますが。住民がだんだんいなくなってですね、境界が明らかにならない。このことはいろんな事業、こういう事業を進めるにもですね非常に支障を来しゆうということです。それから、3月の9日には、県がこの一面記事でですね、県が中山間の集落住民の調査をしたら、10年で衰退、消滅、75パーセント。大変なことになってきておるわけです。ほんで、町はですね、やはり町民の財産を守る、そういう面で守っていくことはうんと大事なことだろうと思っております。

今こそ町がですね、この願いに答える時期に来ておる。当然、津波の分もありますので、海岸線は確かに入野が済んでもですね、引き継いでやっていかないかんことは承知しています。してますが、山は山なりにですね、こういう、ほんとに子孫にきちっと、子どもたちに財産を引き渡せるかどうかということを非常に悩んでおる方が、合併後もう既に7年たってますので、その当時思っていた人がですね亡くなりつつあるんですよ。せんだってもある方が、それを言った方が亡くなりましたし。昨年も私の知っておる方で、地籍調査をはよやってくれ言う方が亡くなってきました。ほんとに残念なことだと思いますが。少しでもこう希望が見えるようなやり方をしてほしいし、合併協の中でそういう話をしておりますので、やはり他の給食センターも造っておるようにですね、ある程度したらですね、もうそろそろ始める。始める方法もですね、いろいろあると思しますので、考えていただきたいと思っております。

まあ、そこで提案ですが。山の専門であります幡東森林組合にですね、E工程を委託することによって事業が進むと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

当然、すぐとはいきません。森林組合も慣れてませんので、24年度あたりにですね十分組合と協議して、できればですね、職員を。町の地籍調査も係が1人ですので、これは非常にしんどいことをやってると思いますが、そこに派遣をしていただくとかですね。そういう研修を積んで、25年あたりから要望のあった地区から始めていくと。そういうことで合併時の約束も守れますし、住民の方も一安心。ああ、何とか町の方も考えてくれてるなあ、合併してからそのまま放ったらかせておった約束事も何とか守ろうという町の姿勢が見えるなあということができるとは思いません。

この間ですね、ちょっと四万十町にお伺いしに、別のことで行っておりまして、ちらっと聞いたんですが。現在、四万十町は4名の担当職員がおるようです。しかし、22年度からですね、中身は森林組合に委託をしてやっておられるようです。22年度は1.1平方キロ。23年度はぐっと増えまして、慣れましたので3.1平方キロ。24年度はもう少し増えるように聞いております。森林組合は正職2名、臨時4名の6名で実施しておるようでして、この付近もですね、本来は黒潮町が佐賀、はよ始めてましたので先輩なんですけども、ぐっと追いつきまして、四万十町は森林組合にお伺いしますと、30年ぐらいをめどに始末をつけるという意気込みでやっておられるようです。

そこら付近もしますとですね、非常にこの黒潮町の取り組みというのは、この前の行政評価が何かの方で話を聞きよりましたら、今のままいきよったら100年かかると。そんな夢もないようなですね計画はやめていただいて、何年でこう始末つけるかという付近もですね、きちっとやっばり住民に示すべきだろうと思っております。幡多区域内では三原がもう100パーセント済んでますので、四万十市も36パーセント、大月は45パーセント、

土佐清水はちょっと休んでましたので10パーセント。四万十町はもう75パーセントになってます。ぜひですね、この付近を検討していただいたらいいかなと。

直営でやりますと人件費などが見れませんので、森林組合に委託すると人件費の方も見れますし。もう1つの方としては、町長もご承知のとおり、法が一部改正されてですね、森林組合とか、土地改良区とか、そういうところが事業主体でやれば、事業主体の所が6分の1とかいう方法もあります。

いろんな方法を検討した上でですね、早期にやはり解決していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。
議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは藤本議員の一般質問2の、佐賀地域の地籍調査を再開できないかというご質問にお答えします。

マル1の、部落要望は何地区から出ているかについてお答えします。

23年度までの地域要望等を参考にすれば、佐賀地域では川奥地区と市野々川地区の2地区でございます。佐賀地域の地籍調査のご質問ですので大方地域のことを言うのははばかられますけれども、大方地域からは合計12地区ほど、これまででのご要望をいただいております。

マル2の、山の専門である森林組合に委託できないかについてでございます。

議員も前職は地籍を担当しておりましたので、私どもよりもずっと詳しいわけございまして、E工程という専門用語が出てまいりましたので、その部分のまず委託ができないかといったことについてお答えしたいと思います。

E工程は、先ほどご質問にもありましたように、ある一定の要件を満たせば、いわゆる事業主体である黒潮町がそれを認めれば委託ができるという方になってございます。そして、さらに土地改良区等、森林組合等も事業主体となることができるというものが平成23年度になって開始されました。手前どもの黒潮町での取り組みが遅かったせいもあろうかもしれませんが、23年度においては既に県の東部の方で森林組合が事業主体となって地籍調査を開始しております。

そのことをもって、過日、幡東森林組合の方に私が赴きまして、E工程の受託ができるのか。それとも、事業主体となって業務ができるのかどうか、ご協議をちょっとさせていただきました。E工程につきましても、まあ事業主体になってやる場合も、ある程度の技術者なり、そして作業工程のノウハウ等、必要になってまいります。そういったことで、先輩の森林組合なり、また黒潮町の職員なりのアドバイスももらわないと、それはできないこととは言っておりました。

ただ、E工程を委託する場合には、現在、町が抱えている作業量はさらに増やしていくということになりまして、議員もご承知のとおり、24年度からは向こう10年間のスケジュールを3年間に前倒ししてやろうという計画で24年度の予算にご提案させていただいているところございまして、なかなか1人の職員では対応し切れない面がございます。もし、可能であれば、24年度中に森林組合さんの方とご協議しまして、25年度から可能であれば森林組合さんに事業主体になっていただいて、中山間においてできる所から事業計画を立てていただいてやっていただきたいと、そのように考えているところでございます。

ご質問の中でもございましたように、森林組合が事業主体になれば、町が事業主体になる場合よりも補助率がアップされます。従いまして、事業主体の負担も6分の1と少ないものになってまいります。しかしながら、事業負担が要ることになりますので、そのへんは内部での協議も必要かと思っておりますので、そこに行きつくと決められるような話でもないだろうし、そういったことでの協議の時間をいただきたいと思っております。

このことにつきましては、平成22年度末でしたか、区長会の折にも佐賀地域の地籍調査をやってもらえない

かということで、その席では大方地域の低地を優先的にやりたいので、まあ向こう3年間は待ってほしい旨をお伝えしたところでございますけれども、森林組合等がもし事業主体でやっていただけるようであれば25年度あたりから可能ではないかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ前向きに検討していただいておりますので、少しは安心致しましたが。

ただ、森林組合を事業主体としますとですね、逆に6分の1の負担が要るわけですね、新しい法の改正でも。この付近ですね、話すときに、もう6分の1で森林組合が見てくれと。本来は、町が一番欲しい資料になりますので、極端に言えば、地図のデータというのは、一番欲しいが、まあ法務局かも分かりません。本来、不動産登記法の10何条、今は14条になってますか、そこで地図を備えることをせないかんがですけど、国はようしよりませんので補助率を良くしてですね、町村にこの地籍調査という方法でやってもらいゆうというが本音だろうと思うんですが。

まあ、そういうところもなかなか進みにくいから、今度はそういう改良区とかですね森林組合にそういう形でやってますけども、その6分の1の経費を森林組合に全額いってなると、今度、森林組合あたりもですね二の足踏むところもあると思いますので、その付近は町長の付近もちょっと考えていただいて、町が直接委託を、今やりゆうようなE工程で。E工程、一筆調査ですけども、その付近を委託しゆう経費ほど要らなくなりますので、この付近は何かの形で援助していく考え方があればですね、比較的こう話も進んでいくんじゃないかと思えます。

23年度の国のその国費はですね、104億、この地籍調査の分に組んでおったようですけども、今年度は特にこう震災の関係もあってですね、24年度は150億、概算要求がされております。だから、この時期にですね、やはり今言いよったその計画をきちっとこう協議をしていただいておりますね、森林組合にとってもやりやすい、山のその境界等も分かる、森林組合もメリットがございますので。先ほど言いよった、この団地の集団化とかですね、そういう付近でも森林組合も利用できる部分もありますので、その6分の1の経費について町が一定譲歩しながら、援助しながらですね、やるような考え方でいかないと、6分の1でやってくださいという言われてもですね、なかなか森林組合の方も大変だろうと思います。この付近を町村が直接委託でやるよりも安くなりますので、そこをですね、どうするか。職員も増やせない、非常に少なくなってますので非常に厳しいということも私も承知しています。

ほんで、先ほどなぜ人数の言ったかといいますと、四万十町は4名でやりゆうと。それで、この面積をやりゆうがですから、現在の職員は非常に大変だろうと思います。せんだつても、ちょっと実情を聞きたくて担当のそこへ行きましたら、担当はですね、一筆調査をやった後のです、測量したのがの閲覧に出ておって、10日ごろまで出ちゆうということでしたので、本人おらんがですね。だから、1係1担当というのは、ほんとに大変な所ながですよ。

この付近も考えながら、やっぱり。それでもしやっていくのであれば、その付近の経費が少なくなっておる分をやっぱりある程度援助していく考え方は町長の方は持ってませんか。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 15時 48分

再開 15時 49分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この地籍調査につきましては、藤本議員が職員のときからですね、私たちも重要な事業ということでとらえてですね、前向きにこれまでも考えてきて、今回ですね、そういう形で事業量も相当増やさしていただきました。で、今、担当課長からもありましたけれども、こういう形で森林組合にですね委託もできるようになったということで、今回、前向きな答弁もさしていただいたところでございます。

まあ、他の町村の人員配置等の質問もありましたけれども、それはそれでですね、黒潮町、今、大変その津波対策と申しますか、南海地震対策。このことにですね、相当今、各課で労働を取られております。そういう関係でですね、なかなか人員的には増やせない状況でございますけれども、まあ今言われたようにですね、この森林組合の委託、まあE工程も含めてですね、今後、前向きに検討していきたいというふうに考えておりますので、その部分はですね、また24年度中に担当課とも十分協議しながら、また森林組合ともですね協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

前向きに検討していただくということで、まあそれでよしとしますが。

国の方もこれぐらい重要視してですね予算も組んでますので、これをわが黒潮町に引っ張ってこない手はございませんので。ぜひですね、いろんな方法を考えていただいて、職員も確かに増やすことが難しいというのであれば他の方法を、知恵を出してですね、やっていただくということは非常に大事なことだろうと思えますし、今言いよった、高齢化になって、限界集落になっていきゆう地域の高齢者の思いや願いをかなえることになってきますので、ぜひその付近も踏まえながら森林組合と協議するときはですね、今、私が述べさせていただいたことを頭の中にはめていただいて協議をしていただきたいと思います。

続きまして、黒潮光ネットワークの事業でございます。これについてお伺いします。

町内全世帯に光ケーブルを張り巡らすという本事業は、町にとっても、担当する係にとっても大変な事業であったと思います。と同時にですね、山の中に住むといえますか、中山間の住民にとってみればですね、端の端まで平等に恩恵が受けられるということで感謝をしております。

この事業に絡み、まあ解決はしましたが、共聴の撤去という問題が発生しておりましたので、四万十町に対応をこれも伺いにまいっておりました。そのときに加入率を伺うと、約80パーセントと聞きました。黒潮町はそれに遠く及ばないと、加入率であると思えますが、現状はせんだって報告もあったようですけれども、再度教えていただきたいと思います。

現在、四万十町は実の放送局そのものが5局ほどあると思えますが、当然、テレビの受信できる家庭も加入してないですね、このような数字にならないと思えます。今からでも遅くはございませんので、隣によき先輩がおるわけですから、アドバイスをいただいて加入促進を一層進めてほしいと思えますが、やる気がございますでしょうか。

また現在、県外局受信に向けて努力されると思っておりますが、運用が開始できる見通しはせんだって議員

協議会でも伺いましたが、再度、あの日程でほぼ間違いなくですね、できるのでしょうか。それに向けて努力されておるとは思いますが、再度その日程に近い範囲で運用開始ができるのかということをお伺いします。

まあ、一つの提案でございますが、再送信が決まればですね、これを機会に加入促進のキャンペーンを設置してはと、定めて実施してはと思います。その点については考えはございませんでしょうか。

まあ1つとしては、加入料といいますか工事料の、キャンペーン期間中は取らずにですね、一定の期間無料視聴さすとか、インターネットの接続料を2カ月無料とか。それから、よく問題で言われておりますが、人数は少ないということでしたけども、接続のサービスまで行うとか。あるいは、今もやられておるかも分かりませんが、パソコン教室を各地で開いていただいて、どこかに委託するなり方法はあろうかと思いますが、やるかですね。まあ、これは次のことを計画されておるようですけども、自主放送の番組に保育所や学校行事の生中継。行けない高齢者の人とか、そういうのが見れるということになってきますと、やはりこう魅力も出てくると思いますし。

先ほど、山崎議員の方からも出ておりましたが、私の方はこの総合振興計画の中にある単身高齢世帯に見守りネットワークの部分としてですね、私がちょうど保健センターに勤務しておる、平成で言いますと9年ごろにですね、東京都で渋谷区だったと思うんですが、その地域である電機メーカーとですね、提携して研究をされておったようです。

それはどういうことかといいますと、今ではもう既に商品化されておるようですが、炊飯器とか、ポットとか、あるいは日常の毎日触るであろう電気器具を触りますと、生活反応が出てくるわけです。この役場の、あるいは社協のですね1台のコンピューターの中に、それが表示される。何時間以上それが表示されない場合はですね、すぐに近くの方に連絡するということなどもですね、先ほど同僚議員が言っておりました、見守りの分にもなってきますし。この光ネットワークのキャンペーンといいますか、その加入の申し込みの説明会に行ったときもですね、そういう方法も今後考えていけるということで話していましたので、まあ加入促進をしなくてはならないと思いますので、その付近もいろいろと考えていただきながらですね、やっていただくと。

また、インターネットの分も、できればですね、もっとスピードの遅い部分を、これが良くなるか。良くなるか分らないですけども、これも四万十町でもやっていますが、30メガ付近の少し格安の部分を考えていただいて、その部分で加入促進をしていただくと。要は、その30メガの分に入って、もう少し上の分に欲しいということになれば、これは万々歳ですが。できるだけ多くの方に利用していただくことによって、加入のというか、加入金の向上ということですかね、歳入の方も多くなってこようと思いますので。ぜひ加入率をですね、上げる方法として、まあ、そのほかにもいろいろあると思いますし。ラジオの、今FMですけども、特に佐賀地域の付近の各農家あたりからも要望がありました、AMのラジオの再送信とかですね、ライブカメラの付近とか、いろいろあると思います。やっぱり担当らと十分検討していただいて、ぜひやってほしいと思います。

他の、そのインターネットの部分でばらばらとケーブルテレビの加入促進という形で検索してみますと、各所でですね、いろんな方法でこのキャンペーンやっています。それで増えたという話が載ってましたが。できればですね、黒潮町の方も、こういう何かの機会じゃなければいけないので、今度のその県外局が受信できたことを記念してですね、大々的にキャンペーンをやっていただいたらと思いますが、その考えはございますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは藤本議員の3問目ですが、黒潮町光ネットワーク事業についてのご質問にお答えしたいというふう

に思います。基本的には通告書に基づいての答弁になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

現在の加入状況ですけれども、これにつきましては、3月6日現在の加入率ですが、告知放送で92.7パーセント、テレビで37.8パーセント、インターネットで19.2パーセントとなっております。

ご質問後段の、区域外送信開始はいつごろかということですが、まあ調整する課題が高くてですね、まだなかなか頑張っておるところですが、町の今の思いは全体会でもお示ししたとおり、本年6月1日の放送開始に向け、現在調整しておるといふ状況でございます。

それから、開始時期に加入促進のキャンペーンをということですが、情報通信基盤整備の事業のですね安定運営等に向けてはほんとに良い提案と考えておりますので、前向きに検討したいというふうを考えております。

それから、まあ加入促進を進める、やる気あるかというようなご質問もありましたけれども、基本的に安定運営に向けてはですね、やらなくてはならないというふうと考えております。

それから、キャンペーンの内容につきましては縷々（るる）質問というか、内容のご説明がありましたけれども、それについては検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、まあ、この光ネットワークの恩恵を被っておる私としてもですね、ぜひ、この経営がですね安定して行って、ずっと行ってほしいと願っておりますので。

まあ先ほど、1つの。1つというか、たくさん提案しましたけれども。その付近もいろいろと検討していただいてですね、魅力あるこの光ネットワークの事業ということに持って行っていただきたいと思ひます。

まあ他町村のことも言いましたけれども、他町村ではどんなやり方でやりゆうかというの、ある一定、工事も終わってきましたので、次は加入促進のために、なぜここが低くて、どこが。なぜ向こうが同じように、先ほど言いましたようにテレビ局も6局ぐらい現在放送されてる所がありますけど、入っておるといふ現状がございますので。どこがどう違うのか、金額が高いのか安いのかということも含めてですね、やはりその付近を十分研究していただいて、キャンペーンも1回だけじゃなくてですね、また次のときにやるとかいう形ででもこう増やしていくと。継続的にこれはやらんといきませんので。それから、期間もずっとやるわけにはいきませんので、一定期間を定めていただいてやっていただくということをお願いしたいと思ひますが。

それと、ほかにですね、やはりこの中でいろいろ苦情も私らも聞きますが、別の方が良かったと、民間の方が良かったという方もいろいろおまして。まあ、その理由としてはですね、光ネットワークのサービスセンターでございますが、これは勤務しゆうときにですね、仕事されゆう方が大半なんです。そのときにしかあこは開いてませんので、前のときも言いましたが、このやっぱりサービスセンターの運営をしゆうというか、その機能が動きいうのはですね、まあ祝日とか日曜日とか、それから平日のまあ7時ごろまでとかですね。朝、

始めるのが遅うて、遅い時間にするとかいう方法もですね今から先考えていかないと、みんながこう勤めよるときにあれやっても、なかなかそんなパソコンの前に座ってどうのこうの。パソコンで仕事しゆう方は別として、そんな方はもうそこへ聞かいでも分かるわけで。趣味とかそういうところでやられてる方は、土曜日曜とか。あるいは、帰ってからの夕方とか、そういうところになってきますので。それに対応したやり方をせんと、同じように委託費を払うてやりよってもですね、経費の無駄遣いになる部分があると思ひます。

まあ、それでも、どれぐらい来ゆうかもちょっと分かりませんが、利用者があるかも分かりませんが、やはり今から先はですね、そういうところが、後の事後サービスといひますか、そういう付近が良ければです

ね、やっぱり人が人を呼んで増えていく部分もあると思います。

それから、工事らを行うときもですね、やはり工事の日程の明確化。まあ2、3日なら2、3日で行いますとか。それから、前のときも言いましたけども、やっぱりその住民の方とですね、きちっと話して、いつごろにお伺いするという付近もですね、やっぱり明確にしながらやっていかないと住民の不信感は、ありますと、そのことが他に伝わってですね。ああ、やってもなかなか私らの所にはずっとやれんし、あと、契約しても、何か月もつながらんずくに置いちゃよとかいうことになってきますと、どうもその付近がおかしくなってきますので。

そういう付近もちょっと整理をしていただいて、アフターサービスといいますか、後のサービスもですね、できる範疇（はんちゆう）でやっていただくということをお願いをしたいわけですが、できますでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

通告書にないもので、基本的にこうこうしますというお答えはできませんけれども、やはりサービス向上は重要なことですので、委託業者等も検討してですね、いきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

これで終わります。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16 時 08 分